

※前回掲載からの更新箇所は赤字で記載しています。

本事業は、令和2年度第3次補正予算の成立を前提としています。

「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」 Q&A

【申請要件等】		
No.	ご質問	回答
1	1つの大学等（大学、短大、高専）が、取組①、取組②の双方に申請することはできますか。	可能です。
2	大学・短大で同一のLMSシステムを使用する場合、大学・短期大学部の連名で申請する事は可能ですか。	同一法人内における大学・短大について、共同での申請として差し支えありません。大学・短大のどちらかを申請代表校としていただき、申請してください。 なお、同一法人内における大学どうしの取組についても同様の取扱となります。
3	1機関からの申請上限はありますか。	大学等（大学、短大、高専）を単位として、1つの大学等につき、取組①、取組②の2つの申請が可能です。（同一法人が設置する複数の大学等については、各大学等につき、取組①と取組②の2つに申請することが可能です。）
4	他大学等と連携した取組を申請することは可能ですか。	可能です。
5	申請にあたっては、他大学等との連携は必須ですか。	取組①、取組②とも、連携を必須とはしません。
6	連携する大学の数に上限や下限はありますか。	上限、下限はありません。ただし、事業の内容のみならず、連携する大学の数や連携内容についても、事業選定の際の評価の観点の一つになり得ます。
7	連携校に対して補助金は交付されますか。	連携校に対して文部科学省から直接補助金は交付しませんので、申請代表校から各連携校に対し、事業実施に必要な金額を配分してください。
8	申請資格として、収容定員充足率や入学定員超過率は設定されますか。	大学教育再生戦略推進費（「再推進費」）の申請資格のような入学定員超過率等の申請資格の設定はしま

		<p>せん。 ただし、組織運営関係として、連携事業を実施する他の大学等を含めて以下に該当する場合は、申請できません。</p> <p>(組織運営関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 学生募集停止中の大学等 ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学等 iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和2年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学等 <table border="1" data-bbox="884 1041 1388 1406"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学士課程 (全学部)</th> <th>短期大学 (全学科)</th> <th>高等専門学校 (全学科)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収容定員充足率</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学等 	区分	学士課程 (全学部)	短期大学 (全学科)	高等専門学校 (全学科)	収容定員充足率	70%	70%	70%
区分	学士課程 (全学部)	短期大学 (全学科)	高等専門学校 (全学科)							
収容定員充足率	70%	70%	70%							
9	概算要求時、補助対象機関に大学共同利用機関法人が含まれていましたが、今回の公募では、対象に含まれますか。	大学共同利用機関法人が直接申請することは出来ません。ただし、大学等の申請において、連携機関として大学共同利用機関法人が含まれていても差し支えありません。								
10	他大学等と連携して取り組む場合は、どちらか一方の大学から申請すれば良いですか。(それぞれの大学等から申請する必要はありますか。)また、申請時点	連携した取組の場合、取組の中心となる大学等から申請してください。(それぞれの大学等で申請する必要はありません。)なお、申請時点								

	で連携相手方と合意が必要ですか。	で全ての連携先の合意を得ていることが必要です。
11	大学等が完成年度を迎えていない場合、本補助金の対象外ですか。	大学等が完成年度を迎えていない場合は、本補助金は申請できません。
12	申請資格のiii)「修業年限期間中、連続して収容定員充足率を満たしていない大学等」の「連続して」とは、どのような場合ですか。また、学士課程(全学部)とは、学部それぞれで収容定員充足率を確認し、それぞれで70%以上でなければならないということですか。それとも、各学部でみるのではなく、全学収容定員に対する充足率としてみるのですか。	例えば、修業年限が4年生の大学の場合、平成29年度～令和2年度において、収容定員充足率が70%を満たさない場合は申請資格を満たしません。また、収容定員充足率については、全学の合計で満たしている必要があります。
13	申請資格を満たさずに申請し、事後に資格がないことが判明した場合はどうなりますか。	申請資格がない場合、申請できません。万が一、申請資格を満たしていないにも関わらず、申請した場合は、申請を取り下げのみにとどまらず、新たに公募するその他の事業に申請できなくなることがあり得ますので、申請者において申請資格・要件等を提出前に入念に確認してください。

【DX推進計画等】

No.	ご質問	回答
14	大学全体の「DX推進計画」の提出が必要とのことですが、大学全体の教育に関するDX計画を指していますか。研究、業務運営、社会貢献、病院等を含めた計画とする必要はありますか。	大学等における教育の高度化に資するDXの推進計画を確認する予定ですが、研究や業務運営等を含めた「DX推進計画」を記載いただいてもかまいません。
15	「DX推進計画」において、KPIの設定は必要ですか。	計画の効果を測定し、検証するための定量的な目標値を設定しておくことが望ましいと考えられます。
16	「DX推進計画」は、何年単位で作成すれば良いですか。	特段の決まりはありません。各大学等において実現可能な計画を作成ください。
17	「DX推進計画」について、既に学内において策定した同様の計画があればそれを提出することは可能ですか。また、	既に策定済みの計画の内容について、本事業の申請に必要な記載事項を満たしている場合には、活用いた

	名称は「DX推進計画」とする必要はありますか。	<p>だくことは可能です。なお、本事業の申請に当たり、策定済みの計画を本事業の申請様式にて改めて記載いただく必要があります。</p> <p>（申請書類の1つとして、各大学における「DX推進計画」や別の名称の同趣旨の計画が必要なのではなく、申請書類の中の調書において、「大学全体のDXを推進する計画」を記載・説明いただく項目があるという意味です。なお、詳細については申請書類をご確認ください。）</p>
18	他大学等と連携した取組を行う場合、各大学等における「DX推進計画」も連携した内容になっている必要はありますか。	連携した内容となっている必要があります。
19	DX推進計画の履行状況報告は必要ですか。	履行状況の指すところが正確に分かりかねますが、本事業における取組については、適宜進捗の状況について報告求める可能性があります。
20	他大学等と連携した取組を行う場合、DX推進計画には、各大学等のDX推進計画を記載する必要がありますか。各大学等のDX推進計画を記載しなければならない場合も枚数はA4 5枚以内とする必要がありますか。	他大学等と連携した取組を行う場合のDX推進計画については、申請代表となる大学等のDX推進計画を記載してください。その際、DX推進計画の中に他大学と連携して取組を実施する旨を、⑥その他特記事項欄に役割分担等を記載し、A4 5枚以内に収めてください。なお、5枚以内に収まる範囲で他大学の推進計画について記載いただくことはかまいません。（計画調書に添付いただく参考資料において記載いただくことも可能ですが、この場合も3枚程度の範囲内で記載してください。）
21	取組1、取組2の両方に申請する場合、計画調書の『1. 事業者における機関全体の「DX推進計画」』は、全く同じ内容でないといけませんか。	取組1、取組2の両方に申請する場合、計画調書の『1. 事業者における機関全体の「DX推進計画」』は、同じ内容であることを想定しておりますが、一言一句同じ文言でなけ

		ればならないわけではありません ので、計画の内容と齟齬のないよう に申請に合わせて書き方を変えてい ただくことは構いません。
--	--	---

【取組内容等】		
No.	ご質問	回答
22	既に取組①、取組②に示されている内容を実施している場合は、本事業の対象にはなりますか。	既存の取組を基礎として、その成果をもとに発展的な取組、更なる高度化を目指す取組は対象です。
23	取組②は、理工系や医歯薬保健系のみが対象ですか。	教育内容の高度化に繋がる取組であれば、学問分野は問いません。
24	概算要求時点では、取組例として社会人・留学生の積極的受入れが記載されていましたが、補正予算においてもこれらは対象となりますか。例えば、DXを活用した社会人リカレント教育は対象となりますか。(正課外の社会人リカレント科目を正規課程と組み合わせる申請することは可能ですか。)	本事業における支援は、あくまでも正規の課程を想定しています。
25	概算要求資料に記載されていた「AIやチャットボットを活用したリアルタイムに質問可能な体制の構築」や「図書館のデジタル化」などの取組は、補正予算での補助対象となりますか。	今回の補正予算では対象ではありません。なお、「DX推進計画」において、計画の一部に記載いただくことはかまいません。
26	例えば、海外大学との連携によるCOILなどのオンライン国際教育のデジタル技術による高度化は本事業の対象となりますか。	具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、他の補助金により実施している事業に対し、本事業の経費を重複して充てることはできません。
27	「DX推進計画」は大学全体としての計画であることが必要ですが、完成年度を迎えていない学部・学科等も含め全学として不可分な計画の場合、申請金額はどのように考えるべきですか。未完成の学部・学科等については対象外として按分が必要ですか。	具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、本補助金を活用して行う取組については、「DX推進計画」に基づく取組であれば、特定の学部や研究所等を対象とした取組があっても差し支えありません。ただし、完成年度を迎えていない学部等を対象とする取組は対象になりません。
28	「DX推進計画」に基づく特定の学科における取組も対象となりますか。	「DX推進計画」に基づく取組であれば、大学の学部に置く特定の学科における取組も対象となります。(ただし、完成年度を迎えている必要があります。)

29	取組①について、学修者本位の教育事業であれば、LMSを活用しない取組でも対象となりますか。	具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、LMSを活用しない取組は原則として対象となりません。
30	取組例①に関して、LMSの活用が必須と示されていますが、同様に学生ポートフォリオも活用が必須となりますでしょうか。また、LMS及び学生ポートフォリオ等のシステムは、既に導入されていないものでしょうか。	ポートフォリオの活用は必須ではありません。LMS及び学生ポートフォリオ等のシステムは、既に導入していなければならないものではありません。
31	初年度にLMSの基礎部分の構築及び高度化に向けた追加機能の検討を行い、次年度に更なる高度化に向けた追加カスタマイズを行う計画とした場合、初年度の導入を補助対象とし、次年度以降の機能拡充・高度化に関するカスタマイズを自己財源で整備するといった内容での申請は可能ですか。	具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、LMSを導入し、教育内容等の高度化につながる内容となっていれば、申請は可能です。
32	取組例①と取組例②それぞれにおいて、必ず取り組まなければならない事項はありますか。	お示ししている本事業の説明資料を基に、各大学等において適切にご判断ください。

【補助額等】		
No.	ご質問	回答
33	本事業の予算科目は何ですか。	大学改革推進等補助金です。
34	補助上限額に満たない計画で申請することは可能ですか。	可能です。
35	示されている単価は事業総額ですか。それとも補助上限額ですか。	補助上限額です。
36	取組①は、連携校と申請した場合、補助上限額はいくらですか。	連携校と申請した場合も補助上限額は1億円です。
37	補助の下限額は設定されますか。	下限額の設定はありません。
38	補助率は何割ですか。	設置形態や学校種を問わず、10/10の定額です。
39	間接経費は措置されますか。	本事業では措置されません。

【補助対象経費等】		
No.	ご質問	回答
40	本事業は、どのような経費に充てることができますか。	主に、デジタルを活用した教育の先導的なモデルとなる取組を推進するために必要となる設備備品費、人件費・謝金、旅費、その他となります。なお、補助対象経費等の詳細については、公募要領のP.10以降及び取扱要領を確認ください。
41	人件費やソフトウェア使用料、クラウドストレージ、クラウドサービスの使用料等は補助対象経費に含まれますか。	本事業の実施に必要な人件費やソフトウェア使用料等については交付決定日以降に支出するもの、契約したものについては補助対象経費になります。
42	VRコンテンツを制作するための施設の建築費・改修費に充てることは可能ですか。	施設等の建設費・改修費に要する経費は、補助対象外です。 なお、設備備品の据え付け等に必要な経費（設備備品を建物に取り付け、固定するために必要な経費、設備備品を設置し、調整するために必要な経費、設備備品の設置に必要な床の補強や防振材の取付けに必要な経費、設備備品の稼働に必要な電源の新設や、ガス、水道、排気、排水の配管に必要な経費）についても補助対象経費に含まれます。
43	据付工事費は補助対象経費に含まれますか。	設置にあたり据付が必要となる設備の場合、据付調整費は補助対象経費となります。
44	物品調達契約や必要な人員の雇用を交付決定前に行っても差し支えありませんか。（本事業は事前着工が認められますか。）	補助金の性質上、交付決定前に行った契約等については、補助対象とすることは出来ません。（本事業では事前着工は認められません。）例えば、交付決定前に稼働済もしくは契約済のシステム経費に対し、本補助金を充てることはできません。
45	LMSを令和3年度から3年かけて導入する予定ですが、問題はありますか。	本事業は令和2年度補正予算案による事業のため、例えば、令和2年度に仕様の検討を行うなど、何らかの取組に着手している必要があります。

		<p>ますが、その上でご質問の計画で申請いただくことは可能です。ただし、取組内容がLMSの導入のみに留まらず、教育内容の高度化につながる内容にさせていただく必要があります。</p>
46	<p>無線LANの設置や学内ネットワークの構築に係る工事費は対象となりますか。</p>	<p>具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、申請の取組を実施する上で必要となる無線LANの設置または学内ネットワークの整備であれば対象です。ただし、無線LANの設置や学内ネットワークの構築に係る内容に留まることなく、教育の高度化につながる内容であることが必要です。</p>
47	<p>取組例②について、VRを用いた実験・実習を行うためのシステムの開発費（共同研究あるいは委託費等の費用）は補助対象になりますか。</p>	<p>具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、システムの開発費は補助対象です。ただし、事業の根幹をなす業務について、外注費や委託費による支出はできません。事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することは可能です。ただし、補助対象経費の総額の50パーセントを超える委託費は原則として認められません。ない予定です。</p>
48	<p>デジタル化するための機械は全て補助対象でしょうか。例えばスキャナ、複合機、カメラ、タブレット、パソコン等。</p>	<p>具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、申請の取組を実施する上で必要となる物品費（設備備品費、消耗品費）は補助対象です。</p>
49	<p>教材提示用機器は全て補助対象でしょうか。教室利用するプロジェクターやディスプレイ、デジタルサイネージ等</p>	<p>具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、申請の取組を実施する上で必要となる物品費（設備備品費、消耗品費）は補助対象です。</p>
50	<p>業者選定の際、相見積もりが必要ですか。</p>	<p>本事業では複数社による見積もりは必須とはしませんが、各大学等に</p>

		おける契約上の取扱上、適切な取扱を行うようにしてください。なお、採択後の契約においては、本補助金は、補助金適正化法等が適用されるため、一般競争契約（契約に関する公示をし、不特定多数の者による競争をさせ、最も有利な条件を提示した者との間で締結する契約方式）を採る必要があります。
51	対象とならない経費はありますか。	詳細については、公募要領等をご確認ください。例えば、施設の建設、教職員に係る経常的な人件費、その他本補助事業の遂行に関係のない経費に補助金を充てることはできません。
52	連携関係のある外国の大学から技術提供を受ける場合、謝金を補助金から支出することはできますか。	事業を遂行するために真に必要な専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼については、補助対象です。
53	取組を実施にするにあたり必要な設備を海外から購入することはできますか。	事業を遂行するために真に必要な設備備品の購入など環境整備費（設備費）については、補助対象です。
54	本事業の補助金を活用して学生ポートフォリオのシステムを購入することは可能ですか。また、購入可能な場合、令和3年度以降に本事業の補助金を活用して購入したシステムについて、大学自己資金を活用してカスタマイズすることは可能でしょうか。	本事業の補助金を活用して学生ポートフォリオのシステムを購入することは可能です。令和3年度以降に本事業の補助金を活用して購入したシステムについて、大学自己資金を活用してカスタマイズすることは可能です。
55	LMSを活用した遠隔授業等の推進のために令和3年度1回生全員に貸与するPCの整備を考えております。PCは貸与の手続きと資産登録等の作業のために3月中に納品にて検討をしています。PC整備費は補助対象に該当しますか。	具体的な計画が分かりかねるため、正確にはお答えしかねますが、本事業はLMSを活用して個別最適化された学びの実現等を行っていただく事業であるため、遠隔授業推進のためのPC整備については補助対象とはなりません。
56	他の大学改革推進等補助金における取扱要項において、設備備品費は補助対象経費の70%を超えないように記載がありますが、本公募においても該当します	本事業においては該当しません。

	か。	
57	外注費と委託費の考え方について、外注費は請負契約、委託費は委任契約（その他（諸経費）で計上）になりますか。なお、委託費については補助対象経費総額の50%を超えてはならない制約がありますが、外注費に関しては制約がないと理解してもよろしいですか。	外注費は請負契約、委託費は委任契約（その他（諸経費）で計上）となります。なお、補助対象経費の総額の50パーセントを超えてはならないのは委託費に関してであり、外注費に関しては制約がないものの、事業の遂行に必要な範囲内で計上することが望まれます。

【経費の繰越等】		
No.	ご質問	回答
58	令和3年度に繰り越して事業を実施することは可能ですか。	本事業は令和2年度第3次補正予算案による事業のため、一定の手続きが必要となりますが、令和3年度に繰り越して事業を実施することができるよう、調整中です。 なお、本事業は令和2年度補正予算案に計上されているため、例えば令和2年度に仕様の検討を行うなど、何らかの取組に着手している必要があります。(本事業は令和2年度第3次補正予算案上、財政法第14条の3に規定する「繰越明許費」となっています。)
59	申請書上、様式2及び様式3については、令和2年度分の計画のみを記載すればよいですか。それとも令和3年度分の計画も含めて記載すべきですか。	本事業は令和2年度第3次補正予算案による事業のため、原則として令和2年度内に実施する事業計画を記載いただくこととなりますが、現時点において、事業計画が明らかに令和2年度内に完了しない場合には、令和3年度に実施予定の計画も含めた形で様式2及び様式3を作成してください。No.60のとおり、文部科学省において令和2年度予算の繰越手続きを行うことを予定しています。
60	令和3年度への繰越が認められた場合、各大学等が個別に繰越のための手続きを行う必要があるのでしょうか。	令和3年度への繰越手続きにあたっては、各大学等から個別の繰越事由を求めず、文部科学省において手続きを行います。
61	人件費、ソフトウェア利用料及び役務費等は、令和3年度に繰り越すことは可能ですか。	No.58及びNo.59の回答を参照ください。
62	令和3年度への繰越について、真に止むを得ない場合との説明がありましたが、政府調達等手続きに期間を要する物や、システム構築に2か月以上を要するような場合は、「真に止むを得ない」として繰越が認められると考えてよいで	No.58及びNo.59の回答を参照ください。

	すか。	
63	設備等の導入に時間を要し、年度内の完了が困難な場合であっても、申請時には令和2年度内に完了する計画とする必要はありますか。	No.58及びNo.59の回答を参照ください。
64	本事業を活用してクラウドサービスを契約する場合、2021年3月から1年間分の利用料は補助対象になりますか。	No.58及びNo.59の回答を参照ください。ただし、交付決定日以降の利用料が対象となります。
65	オンライン授業サポートを行う人員について、令和3年3月に雇用契約を締結すれば、1年分の人件費を本事業で支出することは可能ですか。	No.58及びNo.59の回答を参照ください。ただし、交付決定日以降の人件費が対象となります。
66	令和2年度中にどこまでの作業が完了していなければなりませんか。(例 設備を発注した場合、契約締結、発注書送付、納品書受領、検収書送付、請求書受領、支払処理のどの工程までが完了している必要がありますか。)	No.58及びNo.59の回答を参照ください。
67	設備費を使用しての設備の整備も令和2年度3月末日までに完了する必要がありますか。	No.58及びNo.59の回答を参照ください。
68	翌年度に繰り越して事業を実施する場合、改めて事業計画書の再作成が必要になりますか。また、繰越が承認されるまでの間、経費支出が認められないなど留意することはありますか。	No.58及びNo.59の回答を参照ください。なお、翌年度に繰り越して事業を実施する場合、事業計画書の再作成は不要です。また、翌年度への繰越が認められれば、令和3年度においては、当初から経費支出が可能です。

【申請書等の記載方法等】		
No.	ご質問	回答
69	申請書記載例にある「事業終了時点」とは、補助事業終了時点（令和2年度末、繰越の場合は令和3年度末）を指すのか、補助事業終了後の教育への展開期間を含めた「(令和4年度以降も含めた)全体的な事業期間」のどちらでしょうか。また、補助事業終了時点での達成目標とした際に、教育効果に限らず記載してもよろしいでしょうか。	繰越が可能となった場合は、事業計画書に記載した補助事業すべてが完了した時点において成果が求められます。その後についても、必要に応じて成果を求める場合があります。(No.19の回答も参照してください。) <p>なお、補助事業終了時点での達成目標は、教育効果も含め、できる限り多面的に記載してください。</p>
70	様式2に表や図を掲載したい場合は、参考資料にしなければなりませんか。(本文中に表などを図示しても構いませんか。)	本文中に表や図を入れることは差し支えありませんが、その場合もA4 5枚以内としてください。
71	様式2の枠外の注書きや様式3の未使用行・項目等申請に内容に影響を及ぼさない部分は削除して良いですか。	構いません。 <p>なお、様式3については、計算式等様式の表示に影響がないように削除してください。</p>
【審査方法等】		
No.	ご質問	回答
72	審査はどのように実施しますか。	外部有識者で構成される委員会にて審査を行う予定です。
73	評価の観点はどのようなものですか。いつ示されますか。	外部有識者のご意見を伺った上で、近日中にお示しする予定です。観点としては、例えば、実施体制、実現可能性、先導性、普及可能性、取組の効果測定方法などが考えられます。
【スケジュール】		
No.	ご質問	回答
74	採択はいつ頃を予定していますか。	3月上旬頃の交付決定を予定しています。

【その他】		
No.	ご質問	回答
75	取組①について、例えば、既存のLMSから別のLMSに変更した上で、データ分析、利活用を行うことは可能ですか。その場合、留意することはありますか。	既存の取組を基礎として、その成果をもとにした発展的な取組、さらなる高度化を目指す取組は対象です。なお、データの利活用という新たな観点が加わっていますので、LMSのデータの管理・運用に係る契約形態、学内におけるデータ利活用に係る運用方針などについてあらかじめ明確にしておく必要があると考えられます。
76	申請状況や選定状況は公表されますか。	<u>選定状況</u> は公表予定です。
77	不採択の場合となった場合、不採択の旨の通知はされますか。	採択された取組を公表する予定です。不採択となった場合は、特に通知しません。
78	本事業は令和2年度第3次補正予算に計上されていますが、令和3年度当初予算(案)における対応はどうなっていますか。	令和3年度当初予算(案)には、計上されていません。
79	本事業は令和2年度補正予算のみの事業ですか。令和4年度に改めて予算計上はありますか。	令和2年度限りの事業です。令和4年度以降の取扱については、現時点では未定です。
80	本事業の成果報告はいつ行われる予定ですか。	補助事業を完了した場合、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を文部科学大臣宛に提出いただく予定です。
81	事前に文科省に対して個別相談を行うことは可能ですか。	スケジュールの関係等により、事前に個別の相談はお受けしておりません。ご質問への回答については、Q&Aに追記して適宜更新していく予定です。Q&Aをご参照ください。
82	LMSと他のデータ連携や分析システムのカスタマイズ等の委託開発費を申請し採択された場合、次年度以降に委託業者によって開発されたソフトウェア等をパッケージ製品として他大学に販売することは問題ないか。	具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ません。その上で、補助期間における取組が、開発に留まるのみでは、申請要件を満たしませんので御留意ください。また、開発製品の販売については、補

		助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第七条第二項「各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。」に抵触する恐れがあることにご留意ください。
83	事業を繰越した場合、会計基準上、交付決定日の年度に補助金収入として計上しても問題ないですか。もしくは事業終了後の年度に計上することになりますか。	各大学等における会計基準上の取扱については、各学校種及び各大学等それぞれの補助金収入の取扱に準じて計上いただくこととなります。
84	業者からの見積書類の添付は必要ですか。また、必要であった場合、原本証明の押印は必要ですか。	業者からの見積書類の添付は不要です。 <u>なお、本事業では複数社による見積もりは必須とはしませんが、各大学等における契約上の取扱上、適切な取扱を行うようにしてください。</u>
85	実績報告書に関して、記載項目の指定や分量の目安はありますか。	<u>今後、交付要綱及び取扱要領をご確認ください。等をお示しする際に合わせてお示しする予定です。</u>